

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第30号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、市長及び副市長（子ども若者はぐくみ局に属する事務を担当する者に限る。以下同じ。）の給料及び地域手当の額について、令和5年1月1日から同年3月31日（副市長にあつては、同年2月28日）までの間、次のとおり、現在実施している特例措置に加え、さらに特例措置を講じることとしました。

区 分	給 料 及 び 地 域 手 当 の 額	
	改 正 前	改 正 後
市 長	給料及び地域手当の額から、当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額	改正前の額から、当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額
副 市 長	給料及び地域手当の額から、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額	改正前の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額

この改正は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第30号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

(令和5年1月1日から同年3月31日までの間における市長の給料及び地域手当の額の特例)

- 3 令和5年1月1日から同年3月31日までの間における市長の給料及び地域手当の額は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に市長が支給を受けることができる額から、当該額に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(令和5年1月1日から同年2月28日までの間における副市長の給料及び地域手当の額の特例)

- 4 令和5年1月1日から同年2月28日までの間における副市長の給料及び地域手当の額は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に副市長が支給を受けることができる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市職員の給与の額の特例に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日において、市長又は子ども若者はぐくみ局に属する事務を担当する副市長の職にない者の給料及び地域手当の額については、適用しない。

(行財政局人事部給与課)